

大分県報

令和七年
第五八二号
二月十二日

（水曜日）

目次

告示

- 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………
- 道路の供用開始（二件）……………
- 津久見都市計画道路の変更に関する公聴会の開催……………
- 警察本部訓令……………
- 大分県警察表彰規程の一部改正……………

○告示

大分県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐土地改良区理事長大森博からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	鍋ヶ谷下池地区	令七・二・一二から令七・三・四まで	宇佐市役所

大分県告示第六十号

令和七年二月十二日

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和七年二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道円座中津線

中津市三光上深水字大芋ノ迫二二四二番三から
中津市三光上深水字咄し二二一六番七まで
中津市三光上深水字奥畑二二〇七番二から
中津市三光上深水字奥畑一九八五番四まで

令七・二・一二

大分県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和七年二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道中判田犬飼線

大分市大字端登字下原三三四八番三から
大分市大字端登字神ノ上三四五一番五まで

令七・二・一二

大分県告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、津久見都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。
同規則第四条の規定により、津久見市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、

大分県報（告示）

公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

令和七年二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類

津久見都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

津久見都市計画道路中三・六・二〇号平岩松崎線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・六・二〇号 平岩松崎線	津久見市大字上青江 字尾花	津久見市セメント町	一部区域の変更 一部線形の変更 一部幅員の変更

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和七年三月十二日 午後七時から

開催場所 市民ふれあい交流センター大会議室

四 閲覧期間

令和七年二月十二日から

令和七年二月二十六日まで

五 公述申出期限

令和七年二月二十六日まで

六 都市計画の変更の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

津久見市宮本町二〇番一五号 津久見市まちづくり課

（「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第1号

警察本部

警察学校
警察署

大分県警察表彰規程（平成2年大分県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日

大分県警察本部長 幡野 徹

別表第2中

第 号
大分県警察
階級 氏 名
君は多年にわたり警察官（警察職員）として日夜献身的努力をもちつて職務に勉勵し〇〇〇〇の分野において多くの業績をあげ治安維持に尽くしたその功労は特に顕著であるここに警察功績章を授与する
大分県警察本部長 階級 氏 名 印

第 号
大分県警察
氏 名
君は多年にわたり警察官（警察職員）として日夜献身的努力をもちつて職務に勉勵し〇〇〇〇に任命され多くの業績をあげ治安維持に尽くしたその功労は特に顕著であるここに警察功績章を授与する
大分県警察本部長 階級 氏 名 印

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年2月12日から施行する。